

## 庁議付議事項概要書

協議事項・報告事項		令和5年7月13日提出	
件名	地域防災計画の改定について	部局名	総務部
概要	<p>現在市では、令和5年10月末までの完成を目標に、笛吹市地域防災計画の改定作業を進めている。</p> <p>これまでの検討を踏まえ、7月31日に開催予定の笛吹市防災会議において、新たな計画における災害対策本部体制や事務分掌等を説明する予定であるため、その内容について協議したい。</p>		
経過	<p>令和5年1月 定例庁議で地域防災計画改定について説明。</p> <p>令和5年2月 笛吹市防災会議で改定の方向性等について説明。</p> <p>令和5年5月末 南海トラフ地震等の被害想定について、県が公開。</p>		
問題・課題	<p>1 令和5年2月の笛吹市防災会議では、計画の全体構成と編集方針等が話し合われ、より分かりやすい計画となるよう、現行の一般災害編と地震編を本編に統合するなど、文章をなるべく減量化することとなった。</p> <p>2 現行の災害対策本部体制は、平常業務をベースとした部・課の体制となっており、大規模な災害発生時には、過度に業務が集中する部署とそうでない部署が生じる。</p> <p>3 現行計画には記載内容に不備(分掌事務に記載があるが計画本文に記載がないなど)がある。</p> <p>4 今後、南海トラフ地震等の被害想定を基に、計画の見直しを行うこととなるが、県の公開が遅延(3月末に示される予定であったが5月末の公開になった)したことで、計画策定支援業務の業務委託期間の終期である10月末までに作業を完了することは困難である。</p>		
対応策	<p>1 新たな地域防災計画は、現行の一般災害編と地震編を本編に統合し、災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画は、時系列でまとめ、テーマを定めて節構成をまとめる。(資料1)</p> <p>2 災害時の応急対応業務をベースに災害対策本部体制を見直す(資料2)</p> <p>3 分掌事務と地域防災計画本文の記載内容の整合を図る。(資料3)</p> <p>4 防災関連計画策定支援委託の業務期間を令和6年2月末まで延長する。</p>		
協議結果	【協議事項了】		

## 地域防災計画目次（案）

### 1 編集方針（前回防災会議で承認）

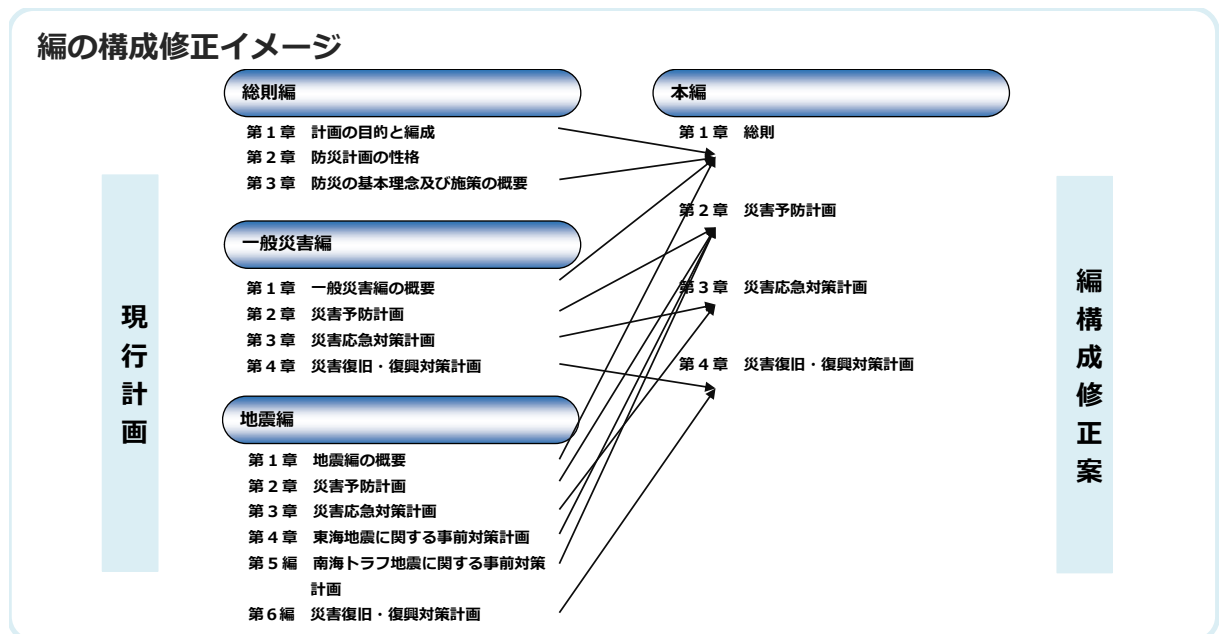
これまでの計画は、総則編、一般災害編、地震編を分けて管理してきたが、一般災害編と地震編で共通する部分が多くあるため、本編に統合する。

また、災害応急対策計画、災害復旧・復興対策計画に記述される内容で、職員が実際の災害時に読むべき具体的な業務内容や業務手順は、手法編に移行し、本編は、活動方針を示すなど、なるべく文章を減量化する。

#### 編の構成見直し概要

- 「準用する。」という記述を無くし、シンプルな章構成に変更する。
- 記述量は減り、現行計画よりは読みやすくなる。

#### 編の構成修正イメージ



### 2 目次構成変更の方向性

- (1) これまでの災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画の中の節構成は、これまで、県地域防災計画の記述順序に即してきた。
- (2) 一方、手法編を作成する前提に立つと、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画は、時系列で並んでいる方が理解しやすく使いやすい。
- (3) そこで、災害予防計画も含め、読み手が理解しやすくなることを優先的に配慮することとし、節構成を変更することとした。
- (4) 節構成は、災害予防計画、災害応急対策、災害復旧・復興計画それぞれの局面でテーマを定めてグルーピングし直した。

### 3 目次案

- (1) 別紙のとおり

確認用	旧 目次		新 目次		備考
	編・章	節	編・章	節	
	総則編		本編		
総1	第1章	計画の目的と編成	第1章	総則	
総2	第2章	防災計画の性格	第1節	計画の目的と編成	総1
総3	第3章	防災の基本理念及び施策の概要	第2節	防災計画の性格等	総2
			第3節	防災の基本理念及び施策の概要	総3
			第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	一2、地2
一般災害編			第5節	笛吹市の概況	一3、地3
一1	第1章	一般災害編の概要	第6節	被害想定	地4、5
一2		第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱			
一3		第2節 笛吹市の概況			
一4	第2章	災害予防計画	第2章	災害予防計画	
一5		第1節 防災組織の充実計画	第1節	地域の防災力を高める対策	
一6		第2節 防災知識の普及・教育計画	第1	防災知識の普及・教育計画	一6、地14
一7		第3節 防災訓練計画	第2	防災訓練	一7、地16
一8		第4節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画	第3	自主防災組織活動支援	地14
一9		第5節 消防予防計画	第4	災害ボランティアの育成強化	一19、地15
一10		第6節 風水害等災害予防対策計画	第5	要配慮者対策の推進	一17、地17
一11		第7節 雪害予防対策	第2節	行政の災害対応能力を高める対策	
一12		第8節 建築物災害予防対策計画	第1	防災組織の充実	一5、地7
一13		第9節 文化財災害予防対策計画	第2	防災拠点の整備	一18、地18
一14		第10節 原子力災害予防対策計画	第3	情報通信システムの整備	一16
一15		第11節 特殊災害予防対策計画	第4	防災施設及び防災資機材の整備・拡充	一8、地12
一16		第12節 情報通信システム整備計画	第5	広域応援体制の整備	地13
一17		第13節 要配慮者対策の推進計画	第3節	災害別の予防対策	
一18		第14節 防災拠点整備計画	第1	風水害等災害予防	一10、12、13
一19		第15節 災害ボランティアの育成強化	第2	雪害予防	一11
			第3	火災予防	一9、地9
			第4	地震災害予防	地8、10、11
			第5	その他災害予防	一14、15
一20	第3章	災害応急対策計画	第3章	災害応急対策計画	
一21		第1節 応急活動体制計画	第1節	応急活動体制の確立	
一22		第2節 職員配備計画	第1	風水害等の配備体制	一21、22
一23		第3節 応援要請計画	第2	地震災害の配備体制	地20、21
一24		第4節 自衛隊災害派遣要請計画	第3	その他の災害の配備体制	一30、32
一25		第5節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画	第2節	災害対応に係る調整	
一26		第6節 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画	第1	情報収集・整理・伝達	一26、27、29、地25、26、28
一27		第7節 被害状況等報告計画	第2	広報・広聴	一28、地27
一28		第8節 災害広報計画	第3	緊急輸送	一25、33、34、地24、30、31
一29		第9節 災害通信確保計画	第4	応援要請・受援	一23、24、地22、23
一30		第10節 雪害対策計画	第5	災害救助法の適用	一35、地32
一31		第11節 消防対策計画	第3節	市民の生命を守るための対策	
一32		第12節 原子力災害応急対策計画	第1	避難	一36、地33
一33		第13節 緊急輸送対策計画	第2	消火、救急・救助	一30、45、地29、42
一34		第14節 交通対策計画	第3	医療・救護	一37、地34
一35		第15節 災害救助法による救助計画	第4	風水害応急対策	水防計画
一36		第16節 避難対策計画	第5	地震災害応急対策	地41、45
一37		第17節 医療対策計画	第6	雪害応急対策	一30
一38		第18節 防疫対策計画	第7	原子力災害応急対策	一32
一39		第19節 食料供給対策計画	第4節	市民の生活を守るための対策	
一40		第20節 生活必需物資供給対策計画	第1	避難生活支援	一36、地33
一41		第21節 飲料水確保対策計画	第2	飲料水・食料・生活必需品の供給	一39～41、地36～38
一42		第22節 応急教育対策計画	第3	行方不明者の捜索及び遺体の火葬	一46、地43
一43		第23節 廃棄物処理計画	第4	ライフラインの応急復旧	一48、地45
一44		第24節 応急住宅対策計画	第5	要配慮者支援	一36、地33
一45		第25節 救出計画	第6	防疫対策	一38、地35
一46		第26節 死体の捜索、処理及び埋葬計画	第5節	早期復旧に向けた対策	
一47		第27節 障害物除去計画	第1	住宅の確保	一44、地41
一48		第28節 生活関連事業等の応急対策計画	第2	災害廃棄物処理	一43、47、地40、44
一49		第29節 民生安定事業計画	第3	災害ボランティア支援	一50、地47
一50		第30節 災害ボランティア支援対策計画	第4	義援金品の募集・配分	一49、地46
一51	第4章	災害復旧・復興計画	第5	応急教育	一42、地39
一52		第1節 災害復旧事業計画の作成			
一53		第2節 激甚災害の指定に関する計画	第4章	災害復旧・復興計画	
			第1節	被災者の生活再建支援	
	地震編		第1	罹災証明書の発行	一49、地46
地1	第1章	地震編の概要	第2	生活資金等の支給・貸付	一49、地46
地2		第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3	税の減免	一49、地46
地3		第2節 笛吹市の地盤の特質と過去の地震災害	第4	住宅再建支援	一49、地46
地4		第3節 東海地震の被害想定	第5	雇用対策	一49、地46
地5		第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策	第6	労働力確保対策	一48、地45
地6	第2章	災害予防計画	第7	日本郵政グループの災害時特別取扱内容の周知	一48、地45
地7		第1節 防災組織の充実計画	第2節	企業等の再建支援	
地8		第2節 地震に強いまちづくり推進計画	第1	農林業の再建支援	一49、地46
地9		第3節 大地震火災対策推進計画	第2	商工業の再建支援	一49、地46
地10		第4節 生活関連施設の安全対策推進計画	第3節	公共施設の災害復旧	
地11		第5節 都市型災害の防止・軽減対策推進計画	第1	災害復旧に係る財政援助	一52、地63
地12		第6節 防災施設及び防災資機材の整備・拡充計画	第2	公共施設の復旧事業の推進	一53、地64
地13		第7節 広域応援体制整備計画	第3	災害復興	一52、地63
地14		第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画			
地15		第9節 災害ボランティア育成強化計画			
地16		第10節 防災訓練計画			
地17		第11節 要配慮者対策の推進計画			
地18		第12節 防災拠点整備計画			
地19	第3章	災害応急対策計画			
地20		第1節 応急活動体制計画			
地21		第2節 職員配備計画			
地22		第3節 応援要請計画			

確認用	旧 目次		新 目次		備考
	編・章	節	編・章	節	
地23	第4節	自衛隊災害派遣要請計画			
地24	第5節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画			
地25	第6節	地震災害情報等の収集伝達計画			
地26	第7節	被害状況等報告計画			
地27	第8節	災害広報計画			
地28	第9節	災害通信確保計画			
地29	第10節	消防対策計画			
地30	第11節	緊急輸送対策計画			
地31	第12節	交通対策計画			
地32	第13節	災害救助法による救助計画			
地33	第14節	避難対策計画			
地34	第15節	医療対策計画			
地35	第16節	防疫対策計画			
地36	第17節	食料供給対策計画			
地37	第18節	生活必需物資供給対策計画			
地38	第19節	飲料水確保対策計画			
地39	第20節	応急教育対策計画			
地40	第21節	廃棄物処理計画			
地41	第22節	応急住宅対策計画			
地42	第23節	救出計画			
地43	第24節	死体の捜索、処理及び埋葬計画			
地44	第25節	障害物除去計画			
地45	第26節	生活関連事業等の応急対策計画			
地46	第27節	民生安定事業計画			
地47	第28節	災害ボランティア支援対策計画			
地48	第4章	東海地震に関する事前対策計画			
地49	第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的			
地50	第2節	東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意報時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び			
地51	第3節	情報の内容と伝達			
地52	第4節	広報活動			
地53	第5節	避難活動			
地54	第6節	市民生活防災応急活動			
地55	第7節	防災関係機関の講ずる措置			
地56	第8節	交通対策			
地57	第9節	事業所等対策計画			
地58	第5章	南海トラフ地震に関する事前対策計画			
地59	第1節	南海トラフ地震に関する情報の種類			
地60	第2節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動			
地61	第3節	南海トラフ地震に関連する情報の伝達			
地62	第6章	災害復旧・復興計画			
地63	第1節	災害復旧事業計画の作成			
地64	第2節	激甚災害の指定に関する計画			

## 災害対策本部体制（案）

### 1 現状と課題

- (1) 現行地域防災計画における災害対策本部体制は、平時の組織がそのまま危機対応時の組織に移行しやすいように配慮したものとなっている。
- (2) ただし、通常時の組織をベースとしているため、大規模な災害発生時には過度に業務が集中する多忙な部署とそうでない部署のムラができやすいデメリットがある。
- (3) 現行の災害対策本部では、総務部の下に総務班、管財班、税務班が編成されるが、執務場所は、総務班、管財班は本館、税務班は市民窓口館になる。
- (4) これまでの災害教訓として、日本の自治体の場合、災害対応は各部局単位で実施されてきており、発災時に、部局の情報が組織全体で共有されないという事例が多くあったことが指摘されている。
- (5) 危機対応においては、効果的な情報処理ができるかが対応の質を決める重要な要素であり、災害対策本部等において、迅速に重要な意思決定を行うためには、収集した情報から意思決定に必要な情報を選別・整理・評価する情報のトリアージが必要となる。
- (6) 分掌事務と地域防災計画記述内容がリンクしていない（地域防災計画に記述されていない内容も分掌事務に記載されている）

### 2 対策の方向性

- (1) 他自治体の先進事例などを参考に、Incident Command System (ICS)※1の考え方に即した災害対策本部体制の見直しを実施する。
- (2) 災害対策本部体制は、通常時の組織をベースとせず、危機対応時に必要とされる機能ベースの組織形態を固めたうえで、通常時の組織をあてていく。
- (3) 危機の種類や関与する組織に合わせて、拡大・縮小を可能とするため、各部に部の情報を取りまとめ、人やモノを差配・調整する統括班※2を置く。
- (4) 災害対策本部体制時の情報処理の流れを可視化しておく。※3
- (5) 執務場所にも配慮し、なるべく、一つの部の指揮下に複数の執務場所の班を配置しないようにする。
- (6) 分掌事務はなるべく地域防災計画の記述内容とリンクさせる。

※1【参考資料】ICS 参照

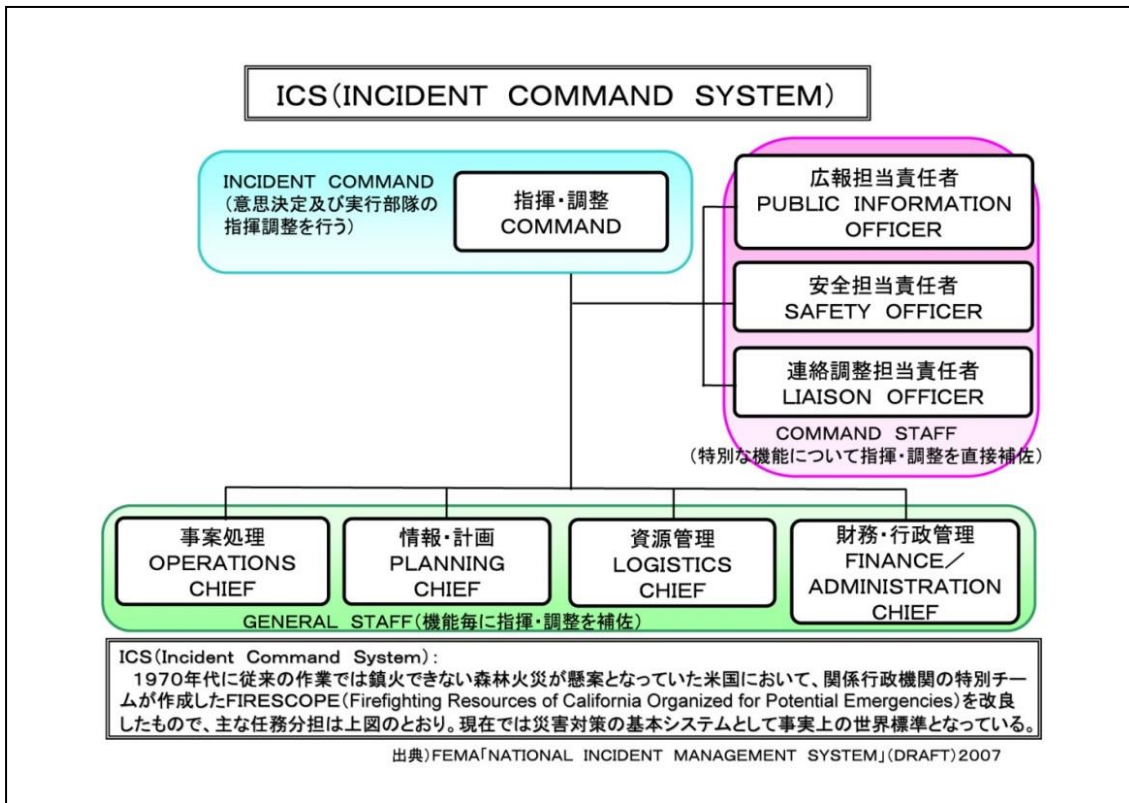
※2【参考資料】危機対応組織の階層性参照

※3【参考資料】災害対策本部における情報処理（案）参照

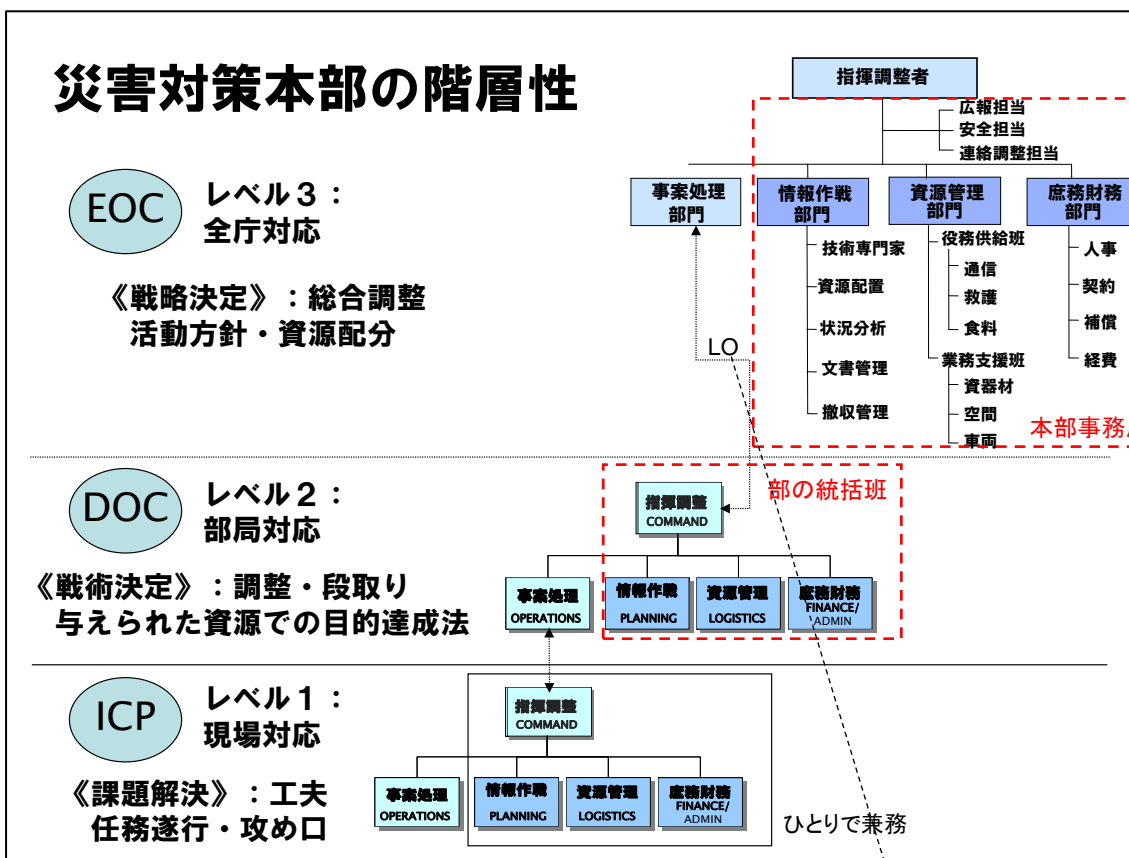
### 3 災害対策本部（修正案）

- (1) 別紙のとおり

【参考資料】



※ I C S (出展：地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会平成 19 年度報告書)

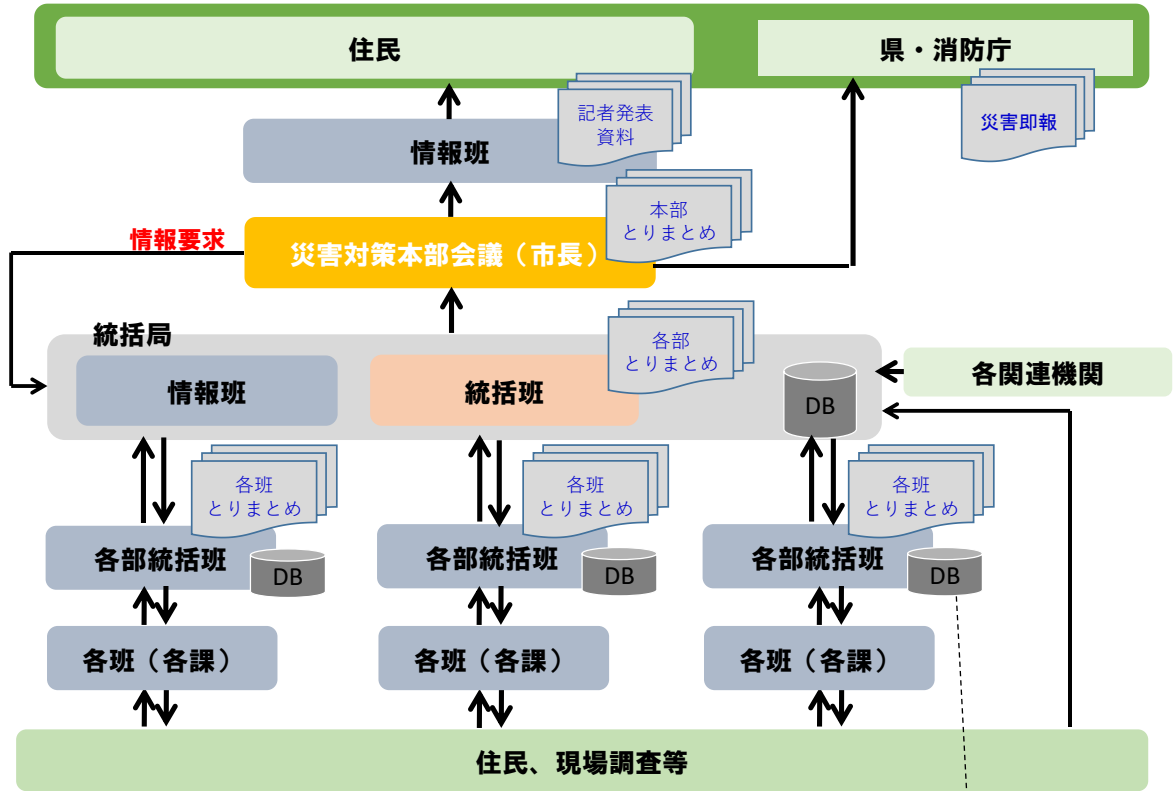


※危機対応組織の階層性 (出典：林春男、牧紀男他、2008)

- EOC: Emergency Operations Center (災害対策本部)
- DOC: Department Operations Center (各部の本部)
- ICP: Incident Command Post (現地指揮所)

liaison officer (連絡将校：連絡員)  
二つの組織間の連絡・調整を担って、両組織をつなぐ役割を果たす者

# 災害対策本部における情報処理（案）



※災害対策本部における情報処理（案）

DB: データベース





# 災害対策本部（修正案）

旧

新

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長

統括局
防災危機管理課等

本部員	総務部長 総合政策部長 市民環境部長 保健福祉部長 産業観光部長 建設部長 公営企業部長 会計管理者 消防長 議会事務局長 教育部長 消防団長 社会福祉協議会事務局長
-----	---

現地活動拠点支部
地域住民班
総務課、地域住民課

総務部	
総務班	総務課
管財班	管財課
税務班	税務課
情報班	情報システム課

総合政策部	
広報班	政策課、企画課
財政班	財政課

住民部	
住民班	市民活動支援課、戸籍住民課、国民健康保険課
環境班	環境推進課

福祉部	
福祉班	福祉総務課、生活援護課、長寿介護課
保育班	子育て支援課
救護班	健康づくり課

産業観光部	
農政班	農林振興課、農林土木課、農業委員会事務局
商工観光班	商工観光課

建設部	
土木班	土木課
住宅班	管理総務課、まちづくり整備課

水道部	
水道班	業務課、水道課
下水道班	下水道課

出納部	
会計班	会計課

議会事務局	
議会班	議会事務局

教育部	
学校教育班	教育総務課、学校教育課
生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館

消防部	
消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課
消防署	消防署、各出張所

災害対策本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長 総合政策部長 市民環境部長 保健福祉部長 子供すこやか部長 産業観光部長 建設部長 公営企業部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長 消防長 消防団長 社会福祉協議会事務局長

統括局	
統括班	防災危機管理課
資源管理班	総務課（人事給与担当）、管財課、情報システム課
情報班	政策課、企画課、各支所、総務課（総務担当）、議会事務局
財政班	財政課

住民部	
統括班	市民活動支援課
住民班	戸籍住民課、国民健康保険課、税務課、収税課、会計課
環境班	環境推進課

福祉部	
統括班	福祉総務課
福祉班	障害福祉課、生活援護課、介護保険課、長寿支援課
救護班	健康づくり課、他の課の保健師
保育班	保育課、子育て支援課

社会基盤部	
統括班	土木課（総務用地担当）、建設総務課（地籍担当）
農政班	農林振興課、農業委員会事務局
観光商工班	観光商工課
土木班	土木課（土木担当）、農林土木課
住宅班	まちづくり整備課、建設総務課（管理担当・総務住宅担当）

水道部	
統括班	業務課、企業会計課
水道班	水道課
下水道班	下水道課

教育部	
統括班	教育総務課
学校教育班	学校教育課
生涯学習班	生涯学習課、文化財課、図書館

消防部	
消防本部	管理課、消防課、予防課、指令課
消防署	消防署、各出張所

## 災害対策本部体制事務分掌（案）

## 1 災害対策本部班分けの変更によるもの

## (1) 班分けの変更に伴う班名・所属課の修正

(例)

総合政策部政策班  
（政策課）  
総合政策部企画班  
（企画課）  
議会事務局部議会班  
（議会事務局）  
現地活動拠点支部地域住民班  
（総務課）  
（各支所）

→

統括局情報班  
（政策課）  
（企画課）  
（総務課\_総務担当）  
（議会事務局）  
（各支所）

## (2) 班分けの変更に伴う事務内容の再整理

(例)

総合政策部情報班  
（情報システム課）  
情報システム・電子機器及びデータ等の機能維持  
及び復旧に関すること。  
インターネット、市ネットワークの機能維持及び  
復旧に関すること。  
災害対策用パソコンの設置等に関すること。

→

統括局資源管理班  
（情報システム課）  
情報システム・電子機器及びデータ等の機能維持及  
び復旧に関すること。  
インターネット、市ネットワークの機能維持及び復  
旧に関すること。  
災害対策用パソコンの設置等に関すること。

## (3) 各部統括班の役割の明記

(例)

建設部土木班  
  
記述なし

→

社会基盤部統括班  
（土木課\_総務用地担当）  
（建設総務課\_地籍担当）  
部内の庶務に関すること。  
他班との連絡調整に関すること。

## 2 全体的な表記の統一に関するもの

## (1) 連絡調整先の明記

(例)

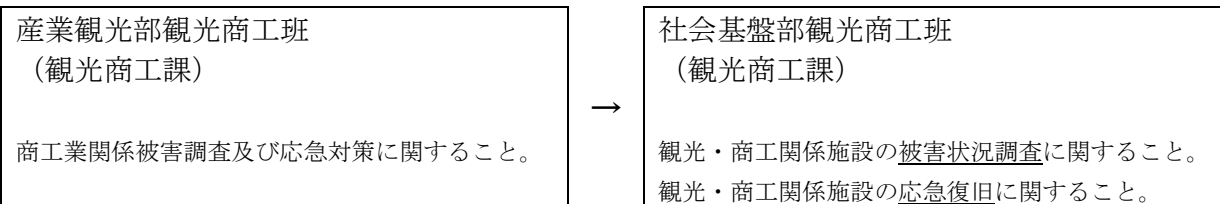
産業観光部農政班  
（農林振興課）  
（農林土木課）  
（農業委員会事務局）  
  
記述なし

→

社会基盤部農政班  
（農林振興課）  
（農業委員会事務局）  
  
峡東農務事務所、峡東林務環境事務所等との連絡調  
整に関すること。  
指定管理者との連絡調整に関すること。

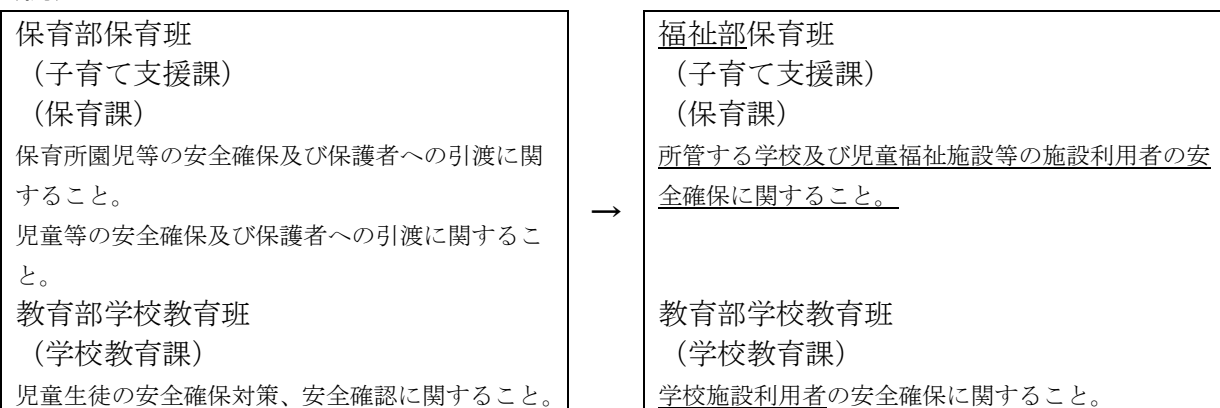
## (2) 実施時期の違いによる表記の区分・整理（被害調査と応急復旧の分割等）

(例)



## (3) 全体的な表記の統一（〇〇施設利用者の安全確保に関すること）

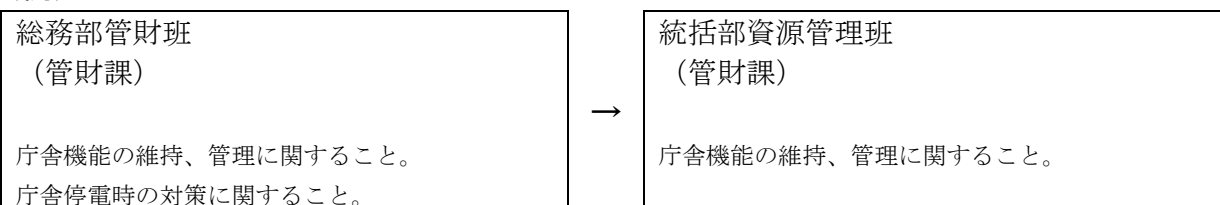
(例)



## 3 その他加除等

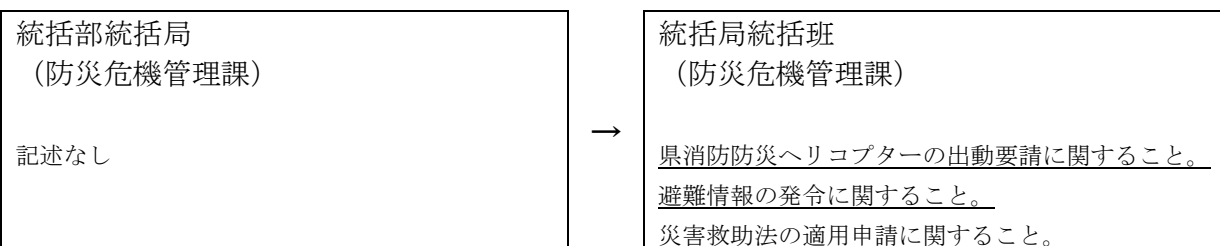
### (1) 重複する内容の整理

(例)



### (2) 新たに掲載が必要な事務の追加

(例)



総務部・総合政策部・各支所・議会事務局・会計課  
(旧)

部	班	分掌事務
統括部	統括局 (防災危機管理課) (指名された職員)	災害応急活動全般に係る指揮及び総合調整に関すること。 災害対策本部全般に関すること。 防災会議に関すること。 消防団に関すること。 県地方連絡本部との連絡調整に関すること。 自衛隊派遣に関すること。 防災無線に関すること。 気象情報に基づく配備態勢に関すること。 気象台、各部及び関係機関からの被害情報の取りまとめ伝達に関すること。 指定避難所等開設・運営に関すること。
総務部	総務班 (総務課)	職員の動員、派遣に関すること。 被害応急措置事務の従事に関すること。 県及び他市町村への応援要請に関すること。 職員の罹災の調査及び給付に関すること。 国・県への被害状況報告及び要望事項等に係る資料の取りまとめに関すること。 被害情報の収集・伝達に関すること。
	管財班 (管財課)	庁舎機能の維持、管理に関すること。 庁舎停電時の対策に関すること。 公有施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 市有車両の管理及び配備に関すること。 緊急通行(輸送)車両に関すること。 応急対策用資機材、物品資材、燃料等の調達に関すること。
	税務班 (税務課) (収税課)	災害による市税の減免に関すること。 家屋の被害調査及び罹災証明書の発行に関すること。
総合政策部	政策班 (政策課)	本部長の被害視察に関すること。 上級機関の職員等の被害視察に関すること。 陳情に関すること。 災害復旧・復興計画の策定に関すること。 受援体制に関すること。
	企画班 (企画課)	災害情報の収集、集計、報告等に関すること。 広報写真、記録写真の収集、報道関係機関等に関すること。 住民への広報活動に関すること。
	財政班 (財政課)	被害関係予算及び資金に関すること。 災害対策の予算編成に関すること。 災害応急復旧活動費の経理に関すること。 市民からの電話問合せ(コールセンター)に関すること。
	情報班 (情報システム課)	情報システム・電子機器及びデータ等の機能維持及び復旧に関すること。 インターネット、市ネットワークの機能維持及び復旧に関すること。 災害対策用パソコンの設置等に関すること。
住民部	住民班 (市民活動支援課) (戸籍住民課) (国民健康保険課)	災害相談窓口の設置運営に関すること。 行方不明者相談窓口の設置に関すること。 行方不明者リストの作成に関すること。 被災者名簿の作成に関すること。 住民への災害相談に関すること。 埋火葬許可証の発行に関すること。 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 国民健康保険税の減免措置に関すること。 奉仕、協力者の配備及びボランティア活動の受け入れに関すること。
	環境班 (環境推進課)	ごみ、清掃、防疫、し尿処理に関すること。 衛生施設の被害調査並びに応急対策に関すること。 公害対策に関すること。 廃棄物処理対策に関すること。 災害からの自然保護対策に関すること。 仮設トイレに関すること。 ペット対策に関すること。 死亡獣畜の処理に関すること。
出納部	会計班 (会計課)	災害関係経費の出納に関すること。
議会事務局	議会班 (議会事務局)	上級機関の職員等の被害地視察に関すること。 災害記録収集、広報に関すること。 市議会との連絡及び対応に関すること。
現地活動拠点 支部	地域住民班 (総務課) (各支所)	被害情報の収集・伝達に関すること。 自主防災組織(行政区)との連絡調整に関すること。 消防団との連絡調整に関すること。 指定避難所等との情報伝達及び管理運営に関すること。 支所管内応急対策に関すること。

(新)

部	班	分掌事務
統括局	統括班 (防災危機管理課)	災害対策本部全般に関すること。 災害応急活動全般に係る指揮及び総合調整に関すること。 消防団に関すること。 <u>国・県の防災関係機関との連絡調整に関すること。</u> 自衛隊派遣に関すること。 防災行政無線に関すること。 <u>情報の収集・伝達に関すること。</u> 指定避難所等開設・運営に関すること。 <u>県消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること。</u> <u>避難情報の発令に関すること。</u> <u>災害救助法の適用申請に関すること。</u> <u>国・県への被害状況報告及び要望事項等に関すること。</u>
	資源管理班 (総務課 人事給与担当) (管財課) (情報システム課)	職員の動員、派遣に関すること。 県及び他市町村への応援要請に関すること。 庁舎機能の維持、管理に関すること。 市有車両の管理及び配備に関すること。 緊急通行(輸送)車両に関すること。 応急対策用資機材、物品資材、燃料等の調達に関すること。 <u>庁舎、公有施設等の利用者の安全確保に関すること。</u> <u>所管する公有施設等の被害状況調査に関すること。</u> <u>所管する公有施設等の応急復旧に関すること。</u> 受援体制に関すること。 <u>電話回線の応急復旧に関すること。</u> 情報システム・電子機器及びデータ等の機能維持及び復旧に関すること。 インターネット、市ネットワークの機能維持及び復旧に関すること。 災害対策用パソコンの設置等に関すること。
	情報班 (政策課) (企画課) (総務課 総務担当) (議会事務局) (各支所)	<u>情報の収集・伝達に関すること。</u> 災害情報の集計、報告等に関すること。 報道関係機関との連絡調整に関すること。 住民への広報活動に関すること。 災害記録の収集に関すること。 支所管内の被害情報の収集・伝達に関すること。 支所管内の自主防災組織(行政区)や消防団との連絡調整に関すること。 支所管内の指定避難所等との情報伝達及び管理運営に関すること。 市議会との連絡調整に関すること。 視察等への対応に関すること。 災害復旧・復興計画の策定に関すること。 <u>統括局内の庶務に関すること。</u> 支所内の庶務に関すること。
	財政班 (財政課)	災害対策の予算編成や予算管理に関すること。 市民からの電話問合せ(コールセンター)に関すること。
住民部	統括班 (市民活動支援課)	<u>所管する市有施設の被害状況調査に関すること。</u> <u>所管する市有施設の応急復旧に関すること。</u> <u>指定管理者との連絡調整に関すること。</u> 部内の庶務に関すること。 他班との調整に関すること。 <u>災害ボランティアの受入れに関すること。</u> <u>遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。</u>
	住民班 (戸籍住民課) (国民健康保険課) (税務課) (収税課) (会計課)	災害相談窓口の設置運営に関すること。 行方不明者相談窓口の設置に関すること。 <u>災害による国民健康保険税の減免措置に関すること。</u> <u>災害による市税の減免に関すること。</u> <u>家屋の被害調査に関すること。</u> <u>罹災証明書の発行に関すること。</u> <u>被災者台帳の作成に関すること。</u> 災害関係経費の出納に関すること。
環境班 (環境推進課)	環境対策に関すること。 廃棄物処理対策に関すること。 仮設トイレの設置、し尿処理に関すること。 ペット対策に関すること。 死亡獣畜の処理に関すること。 <u>除染活動に関すること。</u> <u>損壊家屋等の解体・撤去に関すること。</u> 衛生施設の被害状況調査に関すること。 衛生施設の応急復旧に関すること。	

福祉部・子供すこやか部・産業観光部・建設部

(旧)

部	班	分掌事務
福祉部	福祉班 (福祉総務課) (障害福祉課) (生活援護課) (介護保険課) (長寿支援課)	災害救助法に基づく活動の実施に関する事。 社会福祉施設等、被害調査及び応急対策に関する事。 救援物資・支援物資に関する事。 生活必需品の確保に関する事。 災害義援金品に関する事。 福祉関係施設等の被害調査に関する事。 要配慮者に関する事。 医療機関、社会福祉施設等との連絡調整に関する事。 在宅高齢者等の安全確保及び避難誘導に関する事。 劇薬物等の安全確保に関する事。 民間医療施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 被災地の防疫に関する事。
	救護班 (健康づくり課)	罹災者に対する救護に関する事。 医療に係る情報収集と提供及び健康管理に関する事。 医薬品、医療資機材の確保、供給に関する事。 食品衛生及び保健衛生に関する事。 感染症の予防に関する事。 健康相談に関する事。
保育部	保育班 (子育て支援課) (保育課)	保育所園児等の安全確保及び保護者への引渡に関する事。 児童等の安全確保及び保護者への引渡に関する事。 福祉関係施設等の被害調査に関する事。
産業観光部	農政班 (農林振興課) (農林土木課) (農業委員会事務局)	農用施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 果樹、畜産、林産、水産施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 災害用食糧の確保・運搬・配付に関する事。 農産物等の被害調査及び技術対策に関する事。 被害農林水産業者に対する融資に関する事。 農地の被害調査及び応急対策に関する事。 農道に関する事。 治山事業に関する事。
	観光商工班 (観光商工課)	商工業関係被害調査及び応急対策に関する事。 被害商工業者に対する融資に関する事。 観光関係の被害調査及び応急対策、観光客及び帰宅困難者の避難に関する事。 生活必需物資、燃料等の調達に関する事。 観光協会等との連絡調整に関する事。 応急援助及び応急復旧に係る労働力の供給に関する事。 災害対策のための労働者に関する事。 災害に関連した失業者の対策に関する事。
建設部	土木班 (土木課)	道路、橋梁の被害調査及び応急対策に関する事。 土砂災害に係る水防並びに応急復旧に関する事。 河川・水路の被害調査及び応急復旧に関する事。 水防関係に関する事。 建設事務所からの水防情報の収集に関する事。 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 緊急輸送路に関する事。 道路障害物の除去に関する事。 建設業者との連絡、応援協力に関する事。
	住宅班 (建設総務課) (まちづくり整備課)	住宅復興資金の斡旋に関する事。 被災建築物応急危険度判定士の出動要請に関する事。 被災宅地危険度判定士の出動要請に関する事。 応急仮設住宅及び被災者の住宅供給に関する事。 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 被災住宅の応急修理に関する事。

(新)

部	班	分掌事務
福祉部	統括班 (福祉総務課)	指定管理者との連絡調整に関する事。 災害見舞金・義援金品に関する事。 部内の庶務に関する事。 他班との調整に関する事。 被災者生活再建支援金の支給に関する事。 笛吹市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
	福祉班 (障害福祉課) (生活援護課) (介護保険課) (長寿支援課)	要配慮者が使用する生活必需品の調達に関する事。 要配慮者の避難対策に関する事。 在宅高齢者等の安全確保に関する事。 生活福祉資金、災害援護資金等の貸付に関する事。 所管する社会福祉施設の被害状況調査に関する事。 所管する社会福祉施設の応急復旧に関する事。 福祉避難所の設置・運営に関する事。 社会福祉施設等との連絡調整に関する事。
	救護班 (健康づくり課)	医療救護班の出動要請及び医療救護所の設置に関する事。 医療に係る情報収集と提供及び健康管理に関する事。 医薬品、医療資機材の確保、供給に関する事。 食品衛生及び保健衛生に関する事。 感染症の予防に関する事。 健康相談に関する事。 傷病者の搬送に関する事。 峡東保健所との連絡調整に関する事。 医療機関等との連絡調整に関する事。
	保育班 (子育て支援課) (保育課)	所管する児童福祉施設等の施設利用者の安全確保に関する事。 所管する児童福祉施設等の被害状況調査に関する事。 所管する児童福祉施設等の応急復旧に関する事。
社会 基盤部	統括班 (土木課_総務用地担当) (建設総務課_地籍担当)	部内の庶務に関する事。 他班との調整に関する事。
	農政班 (農林振興課) (農業委員会事務局)	峡東農務事務所、峡東林務環境事務所等との連絡調整に関する事。 指定管理者との連絡調整に関する事。 災害用食糧の確保・運搬・配付に関する事。 農林水産物の被害調査及び技術対策に関する事。 被害農林水産業者に対する融資に関する事。 農林水産関係施設の被害状況調査に関する事。 農林水産関係施設の応急復旧に関する事。
	観光商工班 (観光商工課)	帰宅困難者対策に関する事。 被害商工業者に対する融資に関する事。 生活必需品、燃料等の調達に関する事。 観光協会、商工会等との連絡調整に関する事。 災害対策のための労働力の確保に関する事。 災害に関連した失業者の対策に関する事。 観光・商工関係施設の被害状況調査に関する事。 観光・商工関係施設の応急復旧に関する事。
	土木班 (土木課_建設担当) (農林土木課)	水防に関する事。 緊急輸送路に関する事。 道路障害物の除去に関する事。 道路、河川等の被害状況調査に関する事。 道路、河川等の応急復旧に関する事。 雪害対策に関する事。 峡東建設事務所との連絡調整に関する事。 峡東農務事務所との連絡調整に関する事。 峡東林務事務所との連絡調整に関する事。 建設業者との連絡調整に関する事。
	住宅班 (まちづくり整備課) (建設総務課_管理担当・総務住宅担当)	住宅復興資金の斡旋に関する事。 被災建築物応急危険度判定士の出動要請に関する事。 被災宅地危険度判定士の出動要請に関する事。 応急仮設住宅及び被災者の住宅供給に関する事。 被災住宅の応急修理に関する事。 公園、広場等施設利用者の安全確保に関する事。 市営住宅、公園施設等の被害状況調査に関する事。 市営住宅、公園施設等の応急復旧に関する事。 指定管理者との連絡調整に関する事。

公営企業部・教育委員会・消防本部

(旧)

部	班	分掌事務
水道部	水道班 (業務課) (企業会計課) (水道課)	飲料水の供給に関する事。 水道施設の応急復旧に関する事。 関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 指定給水装置工事事業者との連絡、応援協力に関する事。
	下水道班 (下水道課)	下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 排水設備指定工事店との連絡、応援に関する事。
教育部	学校教育班 (教育総務課) (学校教育課)	学校施設の被害調査並びに応援対策に関する事。 教育職員の動員に関する事。 学校給食に関する事。 罹災生徒、児童の育英及び奨学に関する事。 罹災生徒、児童の教科用図書等の給与に関する事。 関係施設の応急復旧に関する事。 児童生徒の安全確保対策、安全確認に関する事。 炊出しに伴う給食施設の利用、管理に関する事。 応急教育の実施に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課) (文化財課) (図書館)	関係施設の被害調査及び応急対策に関する事。 教育関係義援金の受付に関する事。 社会教育関係団体等との連絡調整に関する事。 関係施設利用者の安全確保に関する事。
消防本部	消防本部 (管理課) (消防課) (予防課) (指令課)	笛吹市消防本部組織事務分掌による。
	消防署 (消防署) (東部出張所) (西部出張所)	笛吹市消防本部組織事務分掌による。

(新)

部	班	分掌事務
水道部	統括班 (業務課) (企業会計課)	災害による水道料金の減免に関する事。 部内の庶務に関する事。 他班との調整に関する事。
	水道班 (水道課)	飲料水・生活用水の供給に関する事。 水道施設の被害状況調査に関する事。 水道施設の応急復旧に関する事。 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関する事。
教育部	下水道班 (下水道課)	排水設備指定工事店との連絡調整に関する事。 下水道施設の被害状況調査に関する事。 下水道施設の応急復旧に関する事。
	統括班 (教育総務課)	学校施設の被害状況調査に関する事。 学校施設の応急復旧に関する事。 学校給食に関する事。 炊出しに伴う給食施設の利用、管理に関する事。 部内の庶務に関する事。 他班との調整に関する事。
消防部	学校教育班 (学校教育課)	学校等との連絡調整に関する事。 県教育委員会との連絡調整に関する事。 学校施設利用者の安全確保に関する事。 罹災児童、生徒の教科用図書等の給与に関する事。 応急教育の実施に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課) (文化財課) (図書館)	社会教育関係団体等との連絡調整に関する事。 所管する施設の利用者の安全確保に関する事。 所管する施設の被害状況調査に関する事。 所管する施設の応急復旧に関する事。 指定管理者との連絡調整に関する事。
消防部	消防本部 (管理課) (消防課) (予防課) (指令課) 消防署 (消防署) (東部出張所) (西部出張所)	情報の収集・伝達に関する事。 防災関係機関との連絡調整に関する事。 消火活動に関する事。 救助・救急活動に関する事。 緊急消防援助隊等の応援要請及び受け入れに関する事。 警戒区域の設定に関する事。 罹災証明書の発行(火災によるもの)に関する事。

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ <b>報告事項</b>		令和5年7月13日提出	
件名	新型コロナワクチン秋開始接種について	部局名	保健福祉部
概要	<p>令和5年9月から12月までの間、新型コロナワクチン秋開始接種を実施する。これは、初回接種(1回目及び2回目)を完了している5歳以上の市民約55,000人を対象にし、65歳以上及び64歳以下の基礎疾患がある人は努力義務となり、それ以外の方は努力義務・公的関与規定(接種勧奨)から除外となる。</p> <p>市内26医療機関で個別接種、高齢者施設で入所者への接種、春日居福祉保健センター及び芦川ふるさと総合センターで集団接種を行う。</p>		
経過	<p>現在、生後6か月以上の初回接種と、65歳以上の高齢者や64歳以下の基礎疾患がある者等を対象に、5月8日から8月31日までの間、令和5年春開始接種を行っている。</p>		
問題・課題	<p>新型コロナワクチンの予防接種については、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になったことで、市民の関心が薄れていることが考えられるため、積極的に周知する必要がある。</p>		
対応策	<p>秋開始接種については、市の広報紙やホームページ、SNS、新聞折込みチラシ等で周知する。その他、詳細は別紙のとおり。</p>		
協議結果	<p><b>【報告事項確認了】</b></p>		

## 新型コロナワクチン秋開始接種について

### 1 概要について

#### (1) 実施期間

令和5年9月～令和5年12月

※特例臨時接種の実施期間は令和6年3月末まで

(1月～3月の実施詳細は未定)

#### (2) 接種対象者

初回接種を完了している5歳以上の市民

※65歳以上及び基礎疾患等重症化リスクの高い人は努力義務

#### (3) 国庫補助金

接種実績に基づく、上限額内での補助(7月中旬に要綱が示される予定)

#### (4) 使用ワクチン

オミクロン株対応ワクチン(1価：XBB.1系統)

#### (5) 接種間隔

未定(現行のままであれば前回接種から3か月)

### 2 実施体制について

#### (1) 医療機関等の体制

ア 個別接種 市内26医療機関での接種継続

イ 集団接種 春日居福祉保健センター・芦川ふるさと総合センター

ウ 高齢者施設 各施設にて、入所者の集団接種を実施

エ 初回接種 既存株ワクチンで、一部医療機関で実施

#### (2) タクシー券の配布について

コロナワクチンタクシー券については、実施要綱にて令和6年3月31日まで利用可能。令和5年5月に対象者には、2往復分(春開始接種・秋開始接種分)を配布済み。

#### (3) 初回接種と乳幼児(生後6か月～4歳)の接種について

当面、現行の接種を継続して実施する。

#### (4) 予算の確保について

令和5年度1号補正で計上した予算内で実施する。

(参考)令和5年度新型コロナワクチン予防接種事業 376,742千円



### 3 接種券の通知について

#### (1) 65 歳以上

65 歳以上の市民には、春開始接種開始（令和 5 年 5 月）時に令和 5 年度の接種券を既に送付済みであるので、5 月 8 日以降春開始接種をした方へ、秋開始接種の接種券を順次通知する。春開始接種時の日時指定者で、キャンセルを行わず接種をした方へは、日時指定を行い、接種促進を図る。

#### (2) 5 歳から 64 歳まで

基礎疾患等を有する者以外、努力義務・公的関与規定から除外される。春開始接種時に、基礎疾患を有する者等優先接種の対象者かどうか希望調査を行い、該当する希望者に接種券を送付している。

ア 春開始接種をした者（基礎疾患を有する者等）

春開始接種日に応じて順次秋開始接種の接種券を送付する。

イ 努力義務から外れる基礎疾患等がない秋開始接種希望者申請により接種券を送付する。

(ア) 周知方法

市の広報紙やホームページ、SNS（ツイッター等）、新聞折込み、ポスター掲示（医療機関、銀行、保育所、JA、スーパーなど）

(イ) 受付方法

コールセンター、市 HP アンケート機能でオンライン受付

#### (3) 春開始接種の対象者で未接種の場合

春開始時に交付した接種券を使って秋開始接種を可能とする。

※紛失の場合は再発行する

#### 4 (参考)接種率等について

(1) これまでの接種率(令和5年7月4日時点)

	接種済み数	対象人口	接種率	対象者
1回目	56,347人	67,396人	83.6%	生後半年以上
2回目	56,053人	67,396人	83.1%	生後半年以上
3回目	46,031人	67,396人	68.2%	生後半年以上
4回目	31,639人	61,384人	51.5%	12歳以上
5回目	18,631人	61,384人	30.3%	12歳以上
6回目	7,927人	61,384人	12.9%	12歳以上

(2) 春開始接種者数 (令和5年5月8日～令和5年7月4日まで)

回数	人数	備考
1回目	10人	初回接種
2回目	4人	初回接種
3回目	42人	春開始接種対象者
4回目	149人	春開始接種対象者
5回目	1,105人	春開始接種対象者
6回目	7,927人	春開始接種対象者
合計	9,237人	

(3) 春開始接種の接種率 (令和5年7月4日時点)

$$9,237 \div 20,115 \times 100 = 45.92\%$$

(参考) 全国: 5/8以降 65歳以上 (3回目以上) 接種率 27.6%

※厚生労働省自治体説明会 (R5.6.20) による